

第1回甲斐市特別職報酬等審議会 資料

1	甲斐市特別職報酬等審議会について	
	(1) 会議の公開・非公開の決定について	1
	(2) 審議会の概要について	1
	(3) 審議会を開催するまでの経緯	3
2	特別職の報酬等について	
	(1) 特別職報酬等の現行額	10
	(2) 報酬等改定状況	10
	(3) 一般職の状況	11
	(4) 他自治体との比較	12
	(5) 議会の活動状況	19
3	参考資料	
	・甲斐市の財政状況等	23
	・地方自治法（抜粋）	25
	・地方公務員法（抜粋）	26

1 甲斐市特別職報酬等審議会について

(1) 会議の公開・非公開の決定について

甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針第5の規定により、審議会の会議は、原則として公開するものとしている。

ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合は、審議会の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないことができるとされている。

(2) 審議会の概要について

○審議会の内容

甲斐市特別職報酬等審議会条例に基づき、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料額等について、市長の諮問に応じ審議を行う。

○審議会の基本的な流れ

① 審議会を開催し、市長から会長へ諮問。

② 審議会において審議を行い、改定もしくは据置きの方向性を決定する。

改定する場合は、その額及び改定時期等を意見集約し答申(案)を作成する。

改定しない場合も、意見集約し、その内容に基づき答申(案)を作成する。

③ 審議結果に基づき市長へ答申。

改定する答申となった場合は、答申後、実施の有無を事務局において検討する。

特別職の報酬等及び一般職の給与

○特別職とは

国または地方公務員のうち、地方公務員法が適用される一般職に対し、法律上一般の公務員と異なる特別の取扱いを受ける公務員のこと。

(例：知事、市町村長、県議会議員、市議会議員等)

○特別職の報酬等

地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を、市長、副市長、教育長等に対し、給料を支給しなければならない。

また、これらの者に対し、地方公共団体は、条例に基づかずには、いかなる給与も支給することができない。

(根拠：地方自治法第203条、第204条、第204条の2)

○特別職の報酬等に係る国の参考基準(要点)

●特別職の報酬等について(昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知)

地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する必要があると認められるので、特別職報酬等審議会を設置すること。

●特別職の職員の給与について(昭和43年10月17日自治給第94号 自治省行政局長通知)

特別職の職員の給与の内容の明確化について、常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲に制約があること、また、条例上の規定の整備について必要な措置を講じること。

特別職報酬等審議会について、審議会の委員の選任については、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

また、給与改定の実施時期についても諮問すること、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること、審議会に住民の意見を反映するよう努めるとともに住民の理解が得られるよう留意し、答申の内容を尊重すること。

●特別職の報酬等について(昭和48年12月10日自治給第77号 自治省行政局公務員部長通知)

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。

○一般職の給与

●情勢適応の原則(地方公務員法第14条)

地方公共団体は、法律に基づいて定められた給与等が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

その講ずべき措置について、人事委員会は、随時、地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

●給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準(地方公務員法第24条)

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

●給料表に関する報告及び勧告(地方公務員法第26条)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(3) 審議会を開催するまでの経緯

H30年 1月10日	甲斐市自治会連合会から甲斐市議会議長へ「甲斐市議会議員の定数等の見直しについて」要望書を提出 (P4 参照)
H30年 2月9日	甲斐市自治会連合会から甲斐市長へ「甲斐市議会議員の定数見直しについて」要望書を提出 (P5 参照)
H30年 6月 ～ R元年 6月	本市の適正な議員定数等を調査検討することを目的に、委員定数 9 人をもって組織する議会改革特別委員会を設置 〈特別委員会の結論〉 議員の定数については、現行の 22 人から 3 人削減し 19 人とする。 議員報酬及び政務活動費の見直しについては、甲斐市特別職報酬等審議会に委ねる。
R元年 6月	甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部改正案を 6 月市議会に提出し可決 (令和 4 年 4 月の甲斐市議会議員一般選挙から施行)
R3年 8月4日	甲斐市議会議長から甲斐市長へ「甲斐市特別職報酬等審議会の開催検討について(要請)」提出 (P6 参照)
R3年 10月8日	甲斐市長から甲斐市特別職報酬等審議会会長へ「甲斐市特別職の報酬等の額について(諮問)」提出 (P7 参照) 〈諮問の要旨〉 社会経済情勢及び県内各市の特別職報酬等の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて、審議会の意見を求める。
R3年 11月9日	甲斐市特別職報酬等審議会会長から甲斐市長へ「甲斐市特別職の報酬等の額について(答申)」提出 (P8 参照) 〈答申の要旨〉 新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない状況下において市民が困難な状況に耐えている中、市民感覚として、据置きが妥当である。付帯意見として、新型コロナウイルス感染症の収束や今後の景気の動向などを踏まえたうえで、改めて報酬等の適正な水準について議論することが望ましい。



要 望 書

甲斐市議会議長 小浦 宗光 様

甲斐市議会議員の定数等の見直しについて

貴職におかれましては、卓越した識見と情熱をもたれ、甲斐市発展のため粉骨砕身のご活躍に心から敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第であります。

さて、全国の地方自治体におきましては全国的な傾向として国の行財政改革のあおりを受け、財政運営に陰りが生じていることから昇給制度や退職手当の見直し等、給与関係の改正をはじめ、あらゆる行財政改革に取り組んでおります。

甲斐市では他市に先駆けて合併後に職員定数を減らした経緯があります。

甲斐市議会におかれましても、合併以降2度にわたる議員定数・議員報酬の見直しが行われています。

現在の状況から、行政のチェック機関としての役割をなお一層高め、より良い甲斐市とするために議員定数及び議員報酬等について再々度の見直しを要望するものであります。

議員定数につきましては、その人口規模から平均値であることは理解をしているところでありますが、職員定数と同様に他市に先駆けての少数精鋭化をご検討していただきたいと考えております。

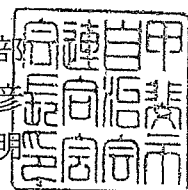
また、議員定数減による議員各位の責任・負担の増加、また各年代層の市政参加促進を見据えての議員報酬の増額改定なども同時に検討すべきことであると認識をしております。

これから地方分権が進むにつれ、議員個々の政策立案力が一層必要となりますので、これに対応できる体制をいち早く整えることが重要であると考えています。

以上のことを来年度の改選期に向け、ご検討いただけますようお願いいたします。

平成30年1月10日

甲斐市自治会連合会 会長 三井 兵部
副会長 小林 一彦
副会長 田辺 泰明





要 望 書

甲斐市長 保坂 武 様

甲斐市議会議員の定数見直しについて

保坂市長におかれましては、卓越した識見と情熱をもたれ、甲斐市発展のため市民の先頭に立ってのご活躍に心から敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第でございます。

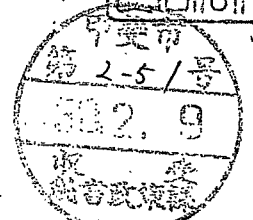
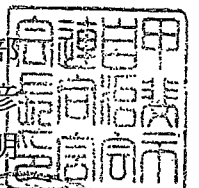
今般、甲斐市自治会連合会では、甲斐市議会に対して行政のチェック機関としての役割をなお一層高め、より良い甲斐市とすることを目的とした議員定数等に関する要望書を去る1月10日に提出いたしました。

しかしながら、1月24日付 小浦議長からの回答書においては本連合会の要望である「改選に向けての検討」が、「改選後に検討」となっており、議員定数の削減などすべての項目が先送りという回答でありました。

これから地方分権が進むにつれ、個々の議員の政策立案力が一層重要となり、これに対応した体制をいち早く整えることを願っての要望書提出でありましたが、4年間の先送りとなってしまう事態を憂慮し、改選後、速やかに専門委員会を立ち上げ1年程度を目途に議員定数の削減に関する条例改正等に至りますよう市として議会へ働きかけていただけますよう本連合会の総意として要望いたします。

平成30年2月9日

甲斐市自治会連合会 会 長 三井 兵部
副会長 小林 一彦
副会長 田辺 泰明

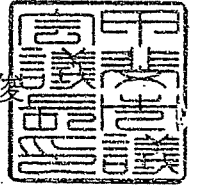




甲斐議第8-1号
令和3年8月4日

甲斐市長 保坂 武 様

甲斐市議会議長 山本 英俊



甲斐市特別職報酬等審議会の開催検討について（要請）

このことについて、下記の理由に基づき、審議会の開催検討していただけます
よう要請します。

記

現在、全国的に、議会議員選挙を実施しても、無投票あるいは定員割れという
状況が発生しており、住民自治の根幹としての議会の果たす役割の低下が危惧
されております。

これらの状況から、甲斐市議会でも、平成30年6月から、議会改革特別委員
会において16回の委員会を開き、適正な議員定数・議員報酬について議論を重
ね、議員定数については、令和元年6月議会において、議員定数22名から3名
減の19名とする、「甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部改正」を行っ
たところであります。

これに対し、議員報酬は、平成18年10月から現在の月額35万円になってお
り、こちらは、全国的にも同規模市の議員報酬に比べて、低い報酬となっております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症により、非常に厳しい時期ではあり
ますが、今後、幅広い層の方が甲斐市議会議員として活躍できる場を提供でき
るよう、令和元年7月に提出いたしました、「甲斐市議会議員定数及び議員報酬等
に関する調査検討報告書」の結果等を考慮の上、甲斐市特別職報酬等審議会にお
いて、議員報酬、政務活動費、市特別職報酬につきまして、審議会を開催の上、
議論していただくよう要請するものであります。

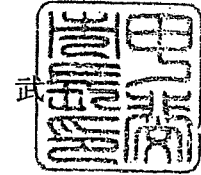




甲斐人第10-10号
令和3年10月8日

甲斐市特別職報酬等審議会会長 様

甲斐市長 保坂



甲斐市特別職の報酬等の額について（諮問）

このことについて、甲斐市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、社会経済情勢及び県内各市の特別職の報酬等の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて、貴審議会の意見を求める。

2 甲斐市特別職の報酬及び給料等

区分	職名	現行月額
報酬額	議長	400,000円
	副議長	360,000円
	議員	350,000円
政務活動費	会派又は議員	10,000円

区分	職名	現行月額
給料額	市長	750,000円
	副市長	630,000円
	教育長	560,000円

担当 総務部人事課
小林・早川
電話 055-278-1674(直通)



令和3年11月9日

甲斐市長 保坂 武 様

甲斐市特別職報酬等審議会
会長 上 條



甲斐市特別職の報酬等の額について (答申)

令和3年10月8日付け甲斐人第10-10号で諮問のありましたこのこと
について、当審議会の意見は、次のとおりです。

1 審議会の結論

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料
の額について、当審議会で慎重に審議した結果、次の理由によって据置きとい
う結論に至ったことを報告する。

2 甲斐市特別職の報酬及び給料等

区 分	職 名	現行月額	審議結果
報 酬 額	議長	400,000円	据置き
	副議長	360,000円	据置き
	議員	350,000円	据置き
政務活動費	会派又は議員	10,000円	据置き

区 分	職 名	現行月額	審議結果
給 料 額	市長	750,000円	据置き
	副市長	630,000円	据置き
	教育長	560,000円	据置き

【理由】

令和2年2月以降、数次にわたる新型コロナウイルスの蔓延によって経済は
疲弊し、小規模事業者や飲食店等は経営難に陥り、やむなく事業の継続を断念
した業者も少なからず存在する。

また、令和2年に引き続き本年においても、新型コロナウイルス感染拡大に
よる業績悪化により、民間企業のボーナス水準が公務員の水準を下回ったとし



て、公務員の期末手当引下げとする人事院勧告が行われている。

このような状況下での市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の引き上げは、産業界からの反発や、市民感情としても理解や納得が得られるものではなく、新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない状況下において市民が困難な状況に耐えている中、市民感覚として、報酬等の減額とは言わないまでも、据置きが妥当であると判断したものである。

3 審議経過

報酬等の現状における他市との比較において、増額改定を検討する余地はあるものの、コロナ禍における社会経済情勢をかんがみると、現時点において緊急性をもって報酬改定を行う状況であるのか、また、その必要性があるのかを判断したものである。

また、コロナ禍が市民生活や市民感情に多大な影響を及ぼしている点を重視すると、今は報酬等の改定について議論する適切な時期ではないといった意見が多数を占めたところである。

(1) 議員報酬及び政務活動費の額

議員報酬については、他市と比べても決して低い状況とは言えず、増額することは、産業界からも反対が出ることは間違いなく、市民感情としても理解が得られるものではない。

ただし、令和4年4月の市議会議員改選後の定数が削減された後の状況により、議員報酬の見直しを検討する余地はあるのではないと思われる。

政務活動費の額については、見直しを検討すべき理由が見当たらない。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長等の給料については、県内他市と比べても、かなり低い水準にあり、市長等が果たしている職責の重要性が増している状況を考えると、増額改定を検討する余地はあると思われる。

4 付帯意見

当審議会においては、今回の諮問に対する答申として、据置きが妥当であると判断したところであるが、この結論は、新型コロナウイルス感染症の収束や今後の景気の動向などを踏まえたうえで、改めて報酬等の適正な水準について議論することが望ましいと考えた結果であり、来年度の適切な時期に、改めて当審議会に対して諮問されることを望むものである。

2 特別職の報酬等について

(1) 特別職報酬等の現行額

○議員

区 分	職 名	現行月額	現行年額 (月額×12月+期末手当)
報 酬 額	議 長	400,000 円	6,384,000 円
	副議長	360,000 円	5,745,600 円
	議 員	350,000 円	5,586,000 円
政務活動費	会派又は議員	10,000 円	—

※期末手当は、月額×加算率 1.20×支給月 3.30 (6月及び12月にそれぞれ1.65)

○市長・副市長・教育長

区 分	職 名	現行月額	現行年額 (月額×12月+期末手当)
給 料 額	市 長	750,000 円	12,825,000 円
	副市長	630,000 円	10,773,000 円
	教育長	560,000 円	9,576,000 円

※期末手当は、月額×加算率 1.20×支給月 4.25 (6月及び12月にそれぞれ2.125)

(2) 報酬等改定状況

○議員報酬改定状況

職 名	合併時～H18. 9. 30	H18. 10. 1～現在
議 長	340,000 円	400,000 円
副議長	300,000 円	360,000 円
議 員	250,000 円	350,000 円

※政務活動費については、平成18年10月1日の報酬改定時から支給

○議員定数の変遷

- 平成16年9月 旧町議会の議員定数を合算した54人でスタート
- 平成18年5月 改選時に合併協議会で協議された法定数上限30人より2人少ない28人に定数削減
- 平成22年5月 改選時に6人削減して議員定数22人となる
- 令和 4年5月 改選時に3人削減して現在の議員定数19人となる

○市長・副市長・教育長の給料改定状況

職 名	合併時～H18. 9. 30	H18. 10. 1～現在
市 長	740,000 円	750,000 円
副市長 (助役)	620,000 円	630,000 円
教育長	550,000 円	560,000 円

(3) 一般職の状況

○職員の平均年齢及び平均給料月額等

(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	職員最高月額
一般行政職	40.8 歳	305,100 円	433,100 円
技能労務職	53.6 歳	282,900 円	303,200 円
看護保健職	40.3 歳	305,800 円	380,800 円

※平均給料月額：職員の基本給の平均

○人事院勧告の実施状況

年	人事院勧告の内容		国会決定内容
	月例給 (%) (較 差)	特別給 (月)	
平成25年	水準改定の勧告なし	3.95	—
平成26年	0.27	4.10	勧告どおり
平成27年	0.36	4.20	勧告どおり
平成28年	0.17	4.30	勧告どおり
平成29年	0.15	4.40	勧告どおり
平成30年	0.16	4.45	勧告どおり
令和元年	0.09	4.50	勧告どおり
令和2年	水準改定の勧告なし	4.45	勧告どおり
令和3年	水準改定の勧告なし	4.30	勧告どおり
令和4年	0.23	4.40	

○ラスパイレス指数

区 分	R3.4.1現在	R2.4.1現在	H31.4.1現在
甲斐市	97.8	97.6	97.4
県内市平均	98.1	98.2	97.9
山梨県	100.4	100.9	100.7

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員（一般行政職）の給料月額を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものである。

(4) 他自治体との比較

○県内市の状況（人口・面積・職員数・主要財政指標）

No.	県内市	人口		面積 km^2		職員数		主要財政指標				
		順位	順位	順位	順位	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数		
1	甲府市	186,249	1	212.47	6	1,761	1	0.76	95.8	7.0	58.2	99.1
2	富士吉田市	47,744	5	121.74	11	833	2	0.71	82.1	8.0	22.7	98.8
3	都留市	29,516	10	161.63	9	505	6	0.49	89.5	10.9	4.2	98.5
4	山梨市	33,842	7	289.80	2	361	9	0.42	96.6	11.4	87.2	97.0
5	大月市	22,629	12	280.25	3	290	11	0.66	85.3	15.3	104.0	96.2
6	韮崎市	28,522	11	143.69	10	365	8	0.76	88.2	8.8	82.5	99.4
7	南アルプス市	71,496	3	264.14	4	620	4	0.51	87.1	3.7	-	99.0
8	北杜市	46,378	6	602.48	1	759	3	0.43	87.4	5.4	-	99.1
9	甲斐市	76,343	2	71.95	12	459	7	0.63	89.9	6.8	-	97.6
10	笛吹市	68,264	4	201.92	7	581	5	0.52	94.2	9.1	24.9	97.7
11	上野原市	22,365	13	170.57	8	236	13	0.50	91.5	10.7	55.8	97.8
12	甲州市	30,447	9	264.11	5	352	10	0.44	92.7	16.4	114.3	95.4
13	中央市	30,766	8	31.69	13	238	12	0.68	87.7	8.2	23.6	96.6

〔人口〕

令和4年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調（総務省ウェブサイト）

〔面積〕

令和4年4月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院ウェブサイト）

〔市町村職員数〕

令和3年4月1日地方公務員給与実態調査（総務省ウェブサイト）

〔主要財政指標〕

令和2年度地方財政状況調査結果（総務省ウェブサイト）

(1) 財政力指数（豊かさの程度）

自治体が標準的な行政サービスを行うための収入を自ら賄える割合

(2) 経常収支比率（財政構造の弾力性）

経常的に歳入される市税などの財源が、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費にどれだけ充てられているかを示す割合

※この比率が低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。

(3) 実質公債費比率（公債費の負荷の程度）

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率（将来の負債の程度）

地方公社や出資法人等も含め、将来的に負担が見込まれる負債（借入金）の割合

(5) ラスパイレス指数

地方公務員の給与額を、同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較し、地方公務員の給与総額が国家公務員の給与総額の何割であるかを表したものの

○県内市の状況（議長・副議長・議員の報酬月額）

No.	議 員 報 酬 額 (単位:円)							No.
	議員 定数	議 長		副 議 長		議 員		
1	32	甲府市	660,000	甲府市	610,000	甲府市	590,000	1
2	22	甲斐市	400,000	富士吉田市	370,000	富士吉田市	360,000	2
3	20	富士吉田市	400,000	笛吹市	370,000	笛吹市	360,000	3
4	22	南アルプス市	400,000	甲斐市	360,000	甲斐市	350,000	4
5	19	笛吹市	400,000	南アルプス市	360,000	南アルプス市	350,000	5
6	16	都留市	380,000	都留市	355,000	都留市	345,000	6
7	18	甲州市	380,000	大月市	355,000	大月市	345,000	7
8	14	大月市	375,000	山梨市	345,000	韮崎市	336,000	8
9	18	山梨市	370,000	韮崎市	345,000	山梨市	335,000	9
10	20	北杜市	370,000	甲州市	345,000	甲州市	335,000	10
11	16	韮崎市	369,000	北杜市	340,000	北杜市	330,000	11
12	18	中央市	330,000	中央市	300,000	中央市	290,000	12
13	16	上野原市	310,000	上野原市	280,000	上野原市	260,000	13

〔議員定数及び議員報酬〕

令和3年度末現在の各市条例による（減額条例等により減額されている場合は、減額しない場合の額）

○県内市の状況（市長・副市長・教育長の給料月額）

No.	特別職給料(単位:円)						No.
	市長		副市長		教育長		
1	甲府市	1,080,000	甲府市	880,000	甲府市	755,000	1
2	富士吉田市	850,000	富士吉田市	680,000	富士吉田市	590,000	2
3	笛吹市	840,000	都留市	650,000	笛吹市	590,000	3
4	都留市	820,000	笛吹市	650,000	南アルプス市	578,000	4
5	甲州市	811,000	大月市	640,000	甲州市	573,700	5
6	山梨市	810,000	南アルプス市	640,000	韮崎市	573,000	6
7	大月市	810,000	甲州市	633,000	都留市	570,000	7
8	南アルプス市	800,000	甲斐市	630,000	北杜市	570,000	8
9	北杜市	800,000	山梨市	630,000	大月市	565,000	9
10	上野原市	765,000	韮崎市	630,000	甲斐市	560,000	10
11	中央市	764,000	北杜市	630,000	山梨市	560,000	11
12	韮崎市	762,000	上野原市	618,000	上野原市	560,000	12
13	甲斐市	750,000	中央市	597,000	中央市	558,000	13

〔給料月額〕

令和3年度末現在の各市条例による（減額条例等により減額されている場合は、減額しない場合の額）

○類似団体の状況（人口・面積・職員数・主要財政指標）

No.	類似団体		人口		面積		職員数		主要財政指標				
			順位	順位	順位	順位	財政力 指 数	経常収 支比率	実質公債 費 比 率	将来負 担比率	ラスパイレ ス 指 数		
1	北海道	恵庭市	70,108	24	294.65	1	529	12	0.61	92.6	4.9	12.2	98.6
2	北海道	北広島市	57,767	38	119.05	4	484	17	0.65	95.4	6.0	89.0	98.8
3	宮城県	名取市	79,504	9	98.18	7	626	3	0.85	99.6	3.9	-	95.7
4	宮城県	多賀城市	62,136	33	19.69	34	445	26	0.72	99.6	4.7	-	93.1
5	茨城県	龍ヶ崎市	76,264	16	78.59	10	435	28	0.77	93.2	5.6	-	97.5
6	茨城県	牛久市	84,497	4	58.92	15	348	39	0.87	93.3	2.5	-	94.3
7	茨城県	守谷市	69,966	26	35.71	22	417	31	1.00	91.2	4.0	-	96.9
8	栃木県	下野市	60,202	37	74.59	11	398	33	0.74	85.1	1.6	-	98.8
9	埼玉県	飯能市	78,630	11	193.05	2	599	6	0.77	92.9	3.6	34.4	98.5
10	埼玉県	志木市	76,595	13	9.05	39	388	35	0.86	93.8	1.0	-	99.3
11	埼玉県	桶川市	74,822	19	25.35	29	470	19	0.81	93.8	5.5	43.0	100.7
12	埼玉県	北本市	65,817	28	19.82	33	435	28	0.80	91.2	7.4	18.9	100.6
13	埼玉県	蓮田市	61,563	34	27.28	27	487	16	0.77	88.8	5.2	9.6	98.2
14	埼玉県	鶴ヶ島市	70,069	25	17.65	36	377	37	0.87	93.3	6.8	-	98.5
15	埼玉県	日高市	54,852	40	47.48	18	376	38	0.88	94.1	2.9	-	99.3
16	埼玉県	吉川市	73,182	21	31.66	25	419	30	0.86	96.0	7.5	24.7	100.1
17	千葉県	茂原市	87,814	1	99.92	5	620	4	0.83	99.8	10.2	107.4	101.6
18	千葉県	白井市	62,726	31	35.48	23	398	33	0.89	91.0	3.5	57.2	100.8
19	東京都	国立市	76,317	15	8.15	40	490	15	1.00	98.3	0.0	-	100.7
20	東京都	東大和市	85,285	2	13.42	37	464	23	0.84	92.1	-2.2	-	100.8
21	東京都	清瀬市	74,948	18	10.23	38	466	21	0.68	91.6	3.7	41.9	101.1
22	東京都	あきる野市	80,112	7	73.47	12	466	21	0.72	97.5	7.1	41.1	99.6
23	山梨県	甲斐市	76,343	14	71.95	13	459	24	0.63	89.9	6.8	-	97.6
24	静岡県	伊東市	67,074	27	124.02	3	593	7	0.73	90.4	5.9	16.0	101.3
25	愛知県	尾張旭市	84,034	5	21.03	32	636	2	0.92	87.1	3.4	4.7	99.3
26	愛知県	長久手市	60,517	35	21.55	31	437	27	1.09	91.0	-1.7	-	99.1
27	京都府	城陽市	75,274	17	32.71	24	502	13	0.67	97.0	9.4	105.2	99.6
28	京都府	長岡京市	81,169	6	19.17	35	564	9	0.82	94.4	1.8	8.5	101.3
29	京都府	京田辺市	70,848	23	42.92	20	679	1	0.80	93.6	0.4	-	99.9
30	京都府	木津川市	79,707	8	85.13	9	491	14	0.64	91.6	9.0	20.3	96.5
31	大阪府	泉南市	60,317	36	48.98	17	417	31	0.73	96.9	10.1	85.2	97.2
32	大阪府	交野市	77,431	12	25.55	28	540	11	0.71	92.7	9.4	69.4	95.7
33	奈良県	大和郡山市	84,644	3	42.69	21	605	5	0.72	97.7	11.2	14.5	97.7
34	奈良県	天理市	63,173	30	86.42	8	556	10	0.59	101.8	10.7	56.2	100.0
35	奈良県	桜井市	55,760	39	98.91	6	472	18	0.54	99.3	7.4	97.7	100.5

No.	類似団体		人口		面積		職員数		主要財政指標				
			順位	順位	順位	順位	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数		
36	奈良県	香芝市	78,981	10	24.26	30	582	8	0.70	90.1	13.5	68.3	100.5
37	福岡県	太宰府市	71,834	22	29.6	26	388	35	0.68	94.7	2.2	-	100.8
38	佐賀県	鳥栖市	74,037	20	71.72	14	469	20	0.96	88.0	1.5	-	99.2
39	熊本県	合志市	63,701	29	53.19	16	337	40	0.68	88.0	6.7	-	97.4
40	沖縄県	糸満市	62,375	32	46.6	19	454	25	0.54	90.7	8.1	25.9	94.9

〔類似団体〕

市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、容易かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、総務省が指定都市、中核市、特例市、一般市、町村ごとに団体を分別したものである。

〔人口〕

令和4年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調（総務省ウェブサイト）

〔面積〕

令和4年4月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院ウェブサイト）

〔市町村職員数〕

令和3年4月1日地方公務員給与実態調査（総務省ウェブサイト）

〔主要財政指標〕

令和2年度地方財政状況調査結果（総務省ウェブサイト）

(1) 財政力指数（豊かさの程度）

自治体が標準的な行政サービスを行うための収入を自ら賄える割合

(2) 経常収支比率（財政構造の弾力性）

経常的に歳入される市税などの財源が、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費にどれだけ充てられているかを示す割合

※この比率が低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。

(3) 実質公債費比率（公債費の負荷の程度）

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率（将来の負債の程度）

地方公社や出資法人等も含め、将来的に負担が見込まれる負債（借入金）の割合

(5) ラスパイレス指数

地方公務員の給与額を、同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較し、地方公務員の給与総額が国家公務員の給与総額の何割であるかを表したものの

○類似団体の状況（議長・副議長・議員の報酬月額）

No.	議員報酬額(単位:円)										No.
	議員定数	議長			副議長			議員			
1	20	奈良県	大和郡山市	690,000	奈良県	大和郡山市	620,000	奈良県	大和郡山市	560,000	1
2	16	奈良県	天理市	645,000	大阪府	交野市	571,500	大阪府	交野市	540,000	2
3	16	奈良県	香芝市	630,000	奈良県	天理市	558,000	奈良県	天理市	520,000	3
4	15	大阪府	交野市	621,000	奈良県	桜井市	531,000	東京都	清瀬市	500,000	4
5	16	奈良県	桜井市	618,000	奈良県	香芝市	530,000	奈良県	香芝市	500,000	5
6	21	東京都	国立市	575,000	東京都	清瀬市	525,000	奈良県	桜井市	498,000	6
7	20	東京都	清瀬市	570,000	東京都	国立市	515,000	東京都	国立市	490,000	7
8	20	京都府	城陽市	560,000	京都府	城陽市	495,000	東京都	東大和市	458,000	8
9	18	福岡県	太宰府市	540,000	京都府	長岡京市	490,000	京都府	長岡京市	450,000	9
10	20	愛知県	尾張旭市	533,000	福岡県	太宰府市	486,000	大阪府	泉南市	450,000	10
11	22	東京都	東大和市	529,000	東京都	東大和市	484,000	京都府	城陽市	445,000	11
12	22	京都府	長岡京市	520,000	大阪府	泉南市	468,000	福岡県	太宰府市	444,000	12
13	20	京都府	京田辺市	515,000	愛知県	尾張旭市	464,000	東京都	あきる野市	433,000	13
14	15	大阪府	泉南市	513,000	東京都	あきる野市	456,000	愛知県	尾張旭市	426,000	14
15	21	東京都	あきる野市	510,000	佐賀県	鳥栖市	441,000	佐賀県	鳥栖市	413,000	15
16	21	宮城県	名取市	504,000	千葉県	茂原市	435,000	千葉県	茂原市	405,000	16
17	18	宮城県	多賀城市	496,000	京都府	京田辺市	430,000	京都府	京田辺市	400,000	17
18	18	愛知県	長久手市	495,000	愛知県	長久手市	429,000	茨城県	龍ヶ崎市	398,000	18
19	22	佐賀県	鳥栖市	493,000	宮城県	多賀城市	425,000	沖縄県	糸満市	396,000	19
20	22	千葉県	茂原市	485,000	茨城県	龍ヶ崎市	423,000	宮城県	名取市	395,000	20
21	18	栃木県	下野市	470,000	宮城県	名取市	420,000	宮城県	多賀城市	394,000	21
22	19	埼玉県	飯能市	470,000	沖縄県	糸満市	419,000	茨城県	牛久市	390,000	22
23	20	京都府	木津川市	470,000	茨城県	牛久市	410,000	埼玉県	飯能市	385,000	23
24	22	茨城県	龍ヶ崎市	469,000	埼玉県	飯能市	410,000	熊本県	合志市	370,000	24
25	21	沖縄県	糸満市	469,000	茨城県	守谷市	397,000	茨城県	守谷市	367,000	25
26	22	茨城県	牛久市	450,000	静岡県	伊東市	390,000	愛知県	長久手市	367,000	26
27	21	北海道	恵庭市	440,000	熊本県	合志市	390,000	静岡県	伊東市	361,000	27
28	19	熊本県	合志市	440,000	北海道	恵庭市	385,000	埼玉県	桶川市	358,000	28
29	19	埼玉県	桶川市	437,000	北海道	北広島市	384,000	埼玉県	志木市	357,000	29
30	20	埼玉県	北本市	433,000	埼玉県	桶川市	384,000	北海道	恵庭市	355,000	30
31	18	埼玉県	鶴ヶ島市	433,000	栃木県	下野市	380,000	埼玉県	北本市	355,000	31
32	22	北海道	北広島市	431,000	京都府	木津川市	380,000	埼玉県	鶴ヶ島市	355,000	32
33	20	埼玉県	吉川市	431,000	埼玉県	鶴ヶ島市	379,000	埼玉県	吉川市	353,000	33
34	20	茨城県	守谷市	430,000	埼玉県	志木市	378,000	栃木県	下野市	350,000	34
35	14	埼玉県	志木市	430,000	埼玉県	吉川市	376,000	山梨県	甲斐市	350,000	35
36	16	埼玉県	日高市	429,000	埼玉県	北本市	373,000	京都府	木津川市	350,000	36
37	20	静岡県	伊東市	423,000	埼玉県	日高市	373,000	埼玉県	日高市	349,000	37
38	20	埼玉県	蓮田市	420,000	埼玉県	蓮田市	365,000	北海道	北広島市	347,000	38
39	22	山梨県	甲斐市	400,000	山梨県	甲斐市	360,000	埼玉県	蓮田市	345,000	39
40	21	千葉県	白井市	390,000	千葉県	白井市	320,000	千葉県	白井市	300,000	40

〔議員定数〕

令和3年12月31日現在の市議会議員定数に関する調査結果（全国市議会議長会ウェブサイト）

〔議員報酬〕

令和3年12月31日現在の市議会議員報酬に関する調査結果（全国市議会議長会ウェブサイト）

○類似団体の状況（市長・副市長・教育長の給料月額）

No.	特別職給料(単位:円)									No.
	市長			副市長			教育長			
1	愛知県	尾張旭市	983,000	東京都	清瀬市	829,000	東京都	清瀬市	761,000	1
2	宮城県	名取市	975,000	宮城県	名取市	788,000	埼玉県	飯能市	725,000	2
3	宮城県	多賀城市	964,000	愛知県	尾張旭市	788,000	埼玉県	志木市	722,000	3
4	東京都	清瀬市	963,000	埼玉県	飯能市	785,000	東京都	国立市	720,000	4
5	佐賀県	鳥栖市	956,000	宮城県	多賀城市	780,000	埼玉県	桶川市	714,000	5
6	京都府	城陽市	946,000	京都府	城陽市	780,000	東京都	東大和市	710,000	6
7	栃木県	下野市	940,000	千葉県	茂原市	775,000	愛知県	尾張旭市	707,000	7
8	埼玉県	飯能市	930,000	埼玉県	桶川市	770,000	埼玉県	北本市	703,000	8
9	福岡県	太宰府市	919,000	東京都	東大和市	766,000	京都府	城陽市	701,000	9
10	埼玉県	桶川市	902,000	佐賀県	鳥栖市	766,000	千葉県	茂原市	700,000	10
11	京都府	長岡京市	901,600	埼玉県	志木市	764,000	東京都	あきる野市	695,000	11
12	埼玉県	北本市	900,000	福岡県	太宰府市	764,000	埼玉県	鶴ヶ島市	694,000	12
13	千葉県	茂原市	900,000	埼玉県	北本市	760,000	埼玉県	日高市	685,000	13
14	東京都	東大和市	895,000	東京都	国立市	758,000	福岡県	太宰府市	684,000	14
15	茨城県	牛久市	880,000	奈良県	香芝市	750,000	京都府	京田辺市	680,000	15
16	愛知県	長久手市	880,000	京都府	長岡京市	746,400	埼玉県	吉川市	677,000	16
17	京都府	木津川市	880,000	埼玉県	鶴ヶ島市	741,000	静岡県	伊東市	668,000	17
18	奈良県	香芝市	880,000	栃木県	下野市	740,000	埼玉県	蓮田市	665,000	18
19	京都府	京田辺市	875,000	東京都	あきる野市	740,000	京都府	長岡京市	665,000	19
20	埼玉県	鶴ヶ島市	873,000	奈良県	天理市	735,000	愛知県	長久手市	661,000	20
21	埼玉県	志木市	868,000	京都府	京田辺市	730,000	栃木県	下野市	660,000	21
22	奈良県	天理市	862,000	京都府	木津川市	730,000	京都府	木津川市	660,000	22
23	東京都	あきる野市	860,000	埼玉県	日高市	728,000	宮城県	名取市	658,000	23
24	埼玉県	日高市	858,000	静岡県	伊東市	727,000	宮城県	多賀城市	657,000	24
25	北海道	北広島市	845,500	愛知県	長久手市	727,000	茨城県	龍ヶ崎市	657,000	25
26	北海道	恵庭市	845,000	埼玉県	吉川市	715,000	茨城県	牛久市	640,000	26
27	埼玉県	蓮田市	845,000	埼玉県	蓮田市	712,000	奈良県	香芝市	640,000	27
28	埼玉県	吉川市	845,000	北海道	恵庭市	707,000	千葉県	白井市	637,000	28
29	静岡県	伊東市	835,000	茨城県	龍ヶ崎市	701,000	奈良県	大和郡山市	635,000	29
30	茨城県	龍ヶ崎市	834,000	大阪府	交野市	700,000	奈良県	天理市	630,000	30
31	熊本県	合志市	825,000	奈良県	大和郡山市	693,000	佐賀県	鳥栖市	629,000	31
32	東京都	国立市	807,500	北海道	北広島市	690,700	大阪府	泉南市	617,500	32
33	茨城県	守谷市	800,000	茨城県	牛久市	680,000	大阪府	交野市	616,000	33
34	奈良県	大和郡山市	792,000	奈良県	桜井市	663,000	北海道	恵庭市	606,000	34
35	山梨県	甲斐市	750,000	千葉県	白井市	655,500	北海道	北広島市	604,200	35
36	千葉県	白井市	747,000	大阪府	泉南市	655,200	茨城県	守谷市	604,000	36
37	大阪府	交野市	742,500	茨城県	守谷市	646,000	奈良県	桜井市	584,000	37
38	奈良県	桜井市	735,000	熊本県	合志市	634,000	熊本県	合志市	565,000	38
39	大阪府	泉南市	722,500	山梨県	甲斐市	630,000	山梨県	甲斐市	560,000	39
40	沖縄県	糸満市	617,000	沖縄県	糸満市	570,000	沖縄県	糸満市	520,000	40

[特別職報酬額]

令和3年4月1日地方公務員給与実態調査（総務省ウェブサイト）

(5) 議会の活動状況

○議会の仕事

市議会は、市民の代表として十分な活動ができるように議決権、調査権、監査請求権など多くの権限をもっている。

市政を進めるうえで重要な事項は市議会の議決により決定される。

議決	議会の最も基本的な仕事で、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、1億5,000万円以上の工事などの契約を締結、財産取得や処分など市の重要な問題について決定する。
選挙	議長、副議長や選挙管理委員、一部事務組合議員などの選挙を行う。
同意	副市長、教育委員、監査委員などを市長が選任する場合、議会の同意が必要である。
検査、監査の請求	市の事務などについて検査したり、監査委員に対し監査を請求するよう求めることができる。
調査	市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭、証言、記録の提出を請求することができる。
意見書・要望書の提出	市民の生活に関わる身近な問題など、国や県などの関係行政機関へ意見書・要望書を提出する。
請願・陳情の審査	受理した請願・陳情は、所管の委員会に付託し審査します。採択したものは関係行政機関へ意見書として提出する。
定例会	年4回、定期的に開かれる会議で甲斐市は3月、6月、9月、12月に開催している。
臨時会	定例会のほかに必要に応じて臨時会が開催される。特定の事件に限って審議するため、随時招集される。
議案	議案には市長が提出するもの、また議員の発議により提出されるものがある。
質疑	議案等について、賛成か反対を下すために不明な点や詳しく知りたい点をたずねることをいう。この際、自己の意見を交えることはできない。
委員会報告	委員会での審査や調査を終えた事件が、本会議での議題となったとき、委員長から委員会での審査の内容、結果を報告する。

※ 本会議とは

全議員が議場に集まり、議案などを審査の上、議会の最終意思を決定する最も重要な会議で、市長が招集する。

本会議には、定例会と臨時会があり、定例会は年4回開催され、臨時会は必要に応じて開催される。本会議は、議員定数の半数以上の議員の出席が必要で、意思決定は出席議員の過半数が必要になる。

※ 委員会とは

市の仕事は幅広く複雑なため、甲斐市議会には専門的・効率的に審査が行えるよう、4つの常任委員会があり、総務教育常任委員会、厚生環境常任委員会、建設経済常任委員会及び議会広報常任委員会が設置されている。

さらに、これらの常設の委員会とは別に必要に応じて設置される特別委員会がある。

○甲斐市議会議員の活動状況〔令和3年（令和3年1月1日～12月31日）〕

1 市議会本会議及び委員会開催日数

(1) 本会議の開催日数

定例会4回・19日

臨時会3回・3日

(2) 委員会の開催日数

常任委員会 総務教育常任委員会 13日

厚生環境常任委員会 13日

建設経済常任委員会 13日

特別委員会 予算特別委員会 5日

決算特別委員会 5日

バイオマス産業都市構想特別委員会 8日

山梨県緑化センター跡地活用特別委員会 5日

2 議案等の審議件数

(1) 市長提出

一般議案102件、報告議案11件、承認議案6件、同意議案5件、
認定議案12件、諮問議案6件

(2) 議員提出 意3件

(3) 請願 3件

3 代表質問及び一般質問

(1) 代表質問 12月議会 7人

(2) 一般質問 3月議会 10人

6月議会 13人

9月議会 13人

12月議会 4人

4 議員の活動内容

議会活動及び個人の議員活動等を含めた年間を通じた活動

広域議員活動、保育園・小中学校行事出席、会派内打ち合わせ、市主催事業、地区（自治会）対応 年間約 180 日

5 議長及び副議長の活動内容

(1) 議長 毎日登庁し、決裁、来客対応

市・県・全国市議会議長会会議等への出席の他、各種行事等出席あ
いさつ

(2) 副議長 イベント日程等が重複した場合、議長の代理で出席し、あいさつ

○政務活動費

議会議員が調査・研究のため必要とする経費を地方自治法の規定に基づき、「甲斐市議会政務活動費の交付に関する条例」により交付されるもの。

交付の対象：会派又は議員

交付する額：議員一人あたり月額 1 万円

交付内容：基準日（各月 1 日）に在職する議員に対し、半期ごとに交付。
精算時に残額が生じた場合は、返納することになっている。

収支報告：政務活動費の交付を受けた議員は、領収書等の証拠書類を添えて、
収支報告書を議長に提出しなければならない。

項目	内容
調査研究費	会派（議員）が行う市の事務及び地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派（議員）が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広聴・広報費	会派（議員）の各種活動について市民に報告を要する経費又は会派（議員）が地域住民から市政に関する要望、意見等を把握するために要する経費
要請・陳情活動費	会派（議員）が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派（議員）が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派（議員）としての参加に要する経費
資料作成費	会派（議員）が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

令和3年度 議会政務活動費の収支報告

期間：令和3年4月から令和4年3月（交付額：議員1人あたり月額10,000円）（金額単位：万円）

会派名	年度末 人数	交付額	決算額	返納額	使 途 内 容	
創 政 甲 斐 ク ラ ブ	4人	48	29.4	18.6	広聴・広報費	広報（1回：新聞折込等）
					資料購入費	参考図書
新 政 会	4人	48	38.6	9.4	広聴・広報費	広報（1回：新聞折込等）
颯新クラブ	3人	36	36	0	調査研究費	鹿児島県：南九州市〔知覧特攻平和会館視察〕、南さつま市〔産業廃棄物処理場視察〕 熊本県：人吉市、球磨村〔災害現場、仮設住宅視察〕、熊本市〔熊本城災害復興状況視察〕 佐賀県：武雄市〔武雄市立図書館、武雄市役所・お結び課視察〕
公 明 党	3人	36	25.7	10.3	調査研究費	愛知県：豊橋市〔豊橋市子ども若者総合相談支援センター「ココエール」視察〕 神奈川県：大和市〔大和市文化創造拠点「シリウス」視察〕
					研 修 費	地方議会総合研究所 オンラインセミナー
					資料購入費	参考図書、新聞
甲 斐 市 民 ク ラ ブ	3人	36	36	0	調査研究費	鹿児島県：南九州市〔知覧特攻平和会館視察〕、南さつま市〔産業廃棄物処理場視察〕 熊本県：人吉市、球磨村〔災害現場、仮設住宅視察〕、熊本市〔熊本城災害復興状況視察〕 佐賀県：武雄市〔武雄市立図書館、武雄市役所・お結び課視察〕
進 和 会	2人	24	15.3	8.7	資料作成費	消耗品（文具、コピー用紙等）
					資料購入費	参考図書
日 本 共 産 党 甲 斐 市 議 団	2人	24	24	0	広聴・広報費	広報（3回：新聞折込等）

3 参考資料

(1) 甲斐市の財政状況等

市町村名	甲斐市	市町村長名	保坂 武	任期満了年月日	令和6年10月2日	当選回数	4期						
市町村類型	II-3	3年度 交付税種地区分	I-4	住民基本台帳人口	R4.3.31 R3.3.31	76,116 75,806	人 人						
国勢調査	年度	人口 人	世帯数 世帯	面積 km ²	人口密度 人	人口集中 地区人口 人	産業構造						
	2年 (A)	75,313	31,039	71.95	1,046.7	52,842	第1次 人(%)	第2次 人(%)	第3次 人(%)				
	27年 (B)	74,386	29,463	71.95	1,033.9	52,363	909 (2.5)	10,574 (29.2)	24,747 (68.3)				
	A/B×100 %	101.2	105.3		101.2	100.9	92.2	98.9	102.6				
決算収支(千円)			財政力指数等(千円・%)			指定団体等							
区分	3年度	2年度	区分	3年度	2年度	辺地(法)1か所							
歳入総額 (A)	36,498,093	39,270,725	基準財政需要額	14,608,715	13,863,618	都市計画							
歳出総額 (B)	34,012,024	37,329,384	基準財政収入額	8,669,108	8,757,079	首都圏							
歳入歳出差引 (C)	2,486,069	1,941,341	標準財政規模	18,021,462	17,079,482	拠点都市							
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	733,538	494,524	臨時財政対策債発行可能額	1,158,117	884,090	低工法							
実質収支 (C-D) (E)	1,752,531	1,446,817	財政力指数	0.614 (0.593)	0.626 (0.632)	農工法							
単年度収支 (F)	305,714	748,635	実質収支比率	9.7	8.5	特定農山村							
積立金 (G)	1,750,872	1,077,123	経常収支比率	81.6	89.9	事務の共同処理							
繰上償還金 (H)			一般財源比率	63.7	57.6								
積立金取崩し額 (I)	884,264	2,087,908	自主財源比率	40.1	35.0	退職手当支給事務							
実質単年度収支 (F+G+H-I) (J)	1,172,322	△262,150	公債費負担比率	11.7	12.8								
国保会計	収支額	67,920 千円	地方債現在高	22,554,059	22,261,425	総合計画 H28年～R6年							
	普通会計からの繰入金	499,240 千円	債務負担支出予定額	594,757	405,786								
	加入世帯数	9,670 世帯	繰越事業の状況	区分	繰越額(千円)	区分	一人当たり報酬月額(円)	左の適用年月日					
	被保険者数	14,971 人						継続費通次繰越額	732,561	特別職等	市長	750,000	H18.10.1
	一世帯当り保険税調定額	148,725 円									繰越明許費繰越額	977	副市長
	被保険者一人当り保険税調定額	96,064 円						事故繰越額	事業繰越額	教育長			560,000
	被保険者一人当り費用	312,980 円								支払繰延額	合計	議会議長	400,000
	歳出額	4,888,505 千円						うち保険給付費	4,611,210 千円			議会副議長	360,000
	普通会計からの繰入金	753,496 千円								第1号被保険者数	19,874 人	議会議員	350,000
	老人保健拠出金	— 千円						被保険者一人当り費用	231,721 円			議員定数(人)	22
介護事業会計	歳出額	823,751 千円								介護事業会計	205,140 千円	議員現員(人)	21
後期高齢者計	広域連合納付金	742,994 千円						職員数等	9,649 人			級別職員数(一般職のうち行政職)	
	被保険者数	9,649 人	R4.4.1	一般行政関係	371	一般職員	教育公務員			臨時職員	計	7級	13
								R4.4.1	消防関係			0	371
			R4.4.1	教育関係	54	371	467			467	5級		
								R4.4.1	公営事業会計関係		42	371	467
			R4.4.1	計	467	371	467			467			
								R4.4.1	計		467	371	467
			R4.4.1	計	467	371	467			467			
								R3.4.1(R2.4.1)					

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決算額 千円	構成比 %	対前年度 伸率 %	経常一般 財源等 千円	区 分	決算額 千円	構成比 %	対前年度 伸率 %	経常一般 財源等 千円	経常収支 比率 %
地方税	9,207,809	25.2	2.0	9,207,809	人件費	4,495,003	13.2	4.8	3,926,089	21.1
地方譲与税	195,659	0.5	2.0	195,659	(うち職員給)	2,374,006	7.0	3.5		
利子割交付金	7,693	0.0	△ 16.0	7,693	扶助費	7,752,787	22.8	4.5	2,241,648	22.8
配当割交付金	54,768	0.1	56.4	54,768	公債費	2,751,524	8.1	△ 6.0	2,723,072	14.6
株式等譲渡所得割交付金	71,181	0.2	48.7	71,181	内 元利償還金	2,751,421	8.1	△ 6.0	2,722,969	14.6
地方消費税交付金	1,696,193	4.6	10.1	1,696,193	訳 一時借入金利子	103	0.0	△ 24.8	103	0.0
ゴルフ場利用税交付金	25,272	0.1	15.1	25,272	小計	14,999,314	44.1	2.5	8,890,809	
環境性能割交付金	19,155	0.1	△ 3.1	19,155	物件費	4,168,871	12.3	15.2	2,072,524	11.1
法人事業税交付金	68,345	0.2	222.3	68,345	維持補修費	77,101	0.2	3.6	43,137	0.2
地方特例交付金	219,087	0.6	122.8	219,087	補助費等	6,813,652	20.1	△ 48.5	2,672,706	14.4
地方交付税	6,545,617	17.9	15.7	5,939,607	内 一部事務組合等負担金	1,715,588	5.1	△ 1.5	1,601,899	8.6
(一般財源 計)	18,110,779	49.5	8.6	17,504,769	訳 その他	5,098,064	15.0	△ 55.6	1,070,807	5.7
交通安全対策特別交付金	13,862	0.0	△ 5.2	13,862	繰出金	2,087,733	6.1	4.5	1,514,079	8.1
国有提供施設等交付金					積立金	2,321,746	6.8	74.4		
分担金及び負担金	111,299	0.3	9.6		投資及び出資金					
使用料・手数料	210,578	0.6	3.1	4,701	貸付金	3,000	0.0	0.0		経常一般財源
国庫支出金	7,868,103	21.6	△ 42.5		前年度繰上充用金				15,193,255	千円
県支出金	2,142,991	5.9	△ 0.4		投資的経費	3,540,607	10.4	45.3	国県支出金	起 債
財産収入	34,778	0.1	△ 32.5		(うち人件費)	54,171	0.2	62.0	千円	千円
寄附金	1,144,183	3.1	51.3		内 普通建設事業費	3,540,607	10.4	50.4	852,346	1,845,000
繰入金	932,828	2.6	△ 55.9		内 補助	2,217,554	6.5	179.3	842,330	1,204,000
繰越金	1,941,341	5.3	88.4		訳 単独	1,243,398	3.7	△ 20.3	10,016	570,500
諸収入	1,042,351	2.9	130.2	278	災害復旧事業費	0	0.0	皆減	0	0
地方債	2,945,000	8.1	45.1		失業対策事業費					
合 計	36,498,093	100.0	△ 7.1	17,523,610	合 計	34,012,024	100.0	△ 8.9	9,696,890	1,845,000
うち一般財源	23,233,341	63.6	2.7		うち一般財源	20,747,272	61.0	0.3		

市 町 村 税					人 件 費 の 内 容					
区 分	決算額 千円	構成比 %	対前年 伸率 %	徴 収 率 (現 年 分) %	項 目	3年度 %	2年度 %	項 目	3年度 %	2年度 %
市町村 個人分	4,291,341	46.6	2.2	98.0 (99.3)	地域手当	0.0	0.0	共済負担率	35.3	35.1
民税 法人分	382,340	4.2	16.2	99.5 (99.9)	支給率	(0.0)	(0.0)	(34.0)	(34.3)	
固定資産税	3,728,774	40.5	△ 0.4	95.8 (99.2)	時間外勤務	10.1	7.4	職員互助会	0.1	0.1
うち交付金	21,747	0.2	0.9	100.0 (100.0)	手当支給率	(9.8)	(7.2)	補助率	(0.1)	(0.1)
軽自動車税	268,589	2.9	3.2	96.6 (96.6)	管理職手当	2.6	2.3	その他の率	8.9	8.7
市町村たばこ税	532,985	5.8	7.9	100.0 (100.0)	支給率	(2.5)	(2.3)	(8.6)	(8.5)	
鉱産税				()	特殊勤務手当	0.044	0.040	事業費支弁	2.3	1.5
特別土地保有税				()	支給率	(0.043)	(0.039)	人件費率		
うち保有分				()	期末・勤勉	4.611	4.687	臨時職員	0.0	0.0
法定外普通税				()	手当支給率	(4.455)	(4.586)	給与率	(0.0)	(0.0)
目的税	3,780	0.0	47.9	42.8 (37.6)	その他の手当	0.3	0.3	土地開発	県公社委託金	
内 入湯税	3,780	0.0	47.9	42.8 (37.6)	支給率	(0.3)	(0.3)	公社	市公社委託金	
都市計画税				()				(千円)	保有面積	m ²
法定外目的税				()						
合 計	9,207,809	100.0	2.0	97.2 (99.3)						

公 営 企 業 の 状 況	事 業 名	法適用 の有無	普通会計からの 繰入金 (千円)	区 分	決算額 千円	構成比 %	対前年度伸率 %	うち普通建設事業費 千円	充当一般財源 千円
				議会費	206,024	0.6	△ 2.0	1,955	205,864
総務費	5,402,475	15.9	△ 54.8	111,331	4,907,908				
民生費	13,705,700	40.3	16.7	344,902	5,460,902				
衛生費	3,062,761	9.0	31.3	170,527	2,134,681				
労働費	33,908	0.1	6.2	959	22,118				
農林水産費	479,172	1.4	3.5	181,852	245,022				
商工費	752,659	2.2	△ 32.3	1,700	314,185				
土木費	2,597,546	7.6	29.3	982,312	1,714,353				
消防費	1,011,892	3.0	△ 2.1	10,720	989,397				
教育費	4,008,363	11.8	16.6	1,734,349	2,029,770				
災害復旧費	0	0.0	皆減	0	0				
公債費	2,751,524	8.1	△ 6.0		2,723,072				
諸支出金									
前年度繰上充用額									
合 計	34,012,024	100.0	△ 8.9	3,540,607	20,747,272				

○地方自治法（抜粋）

（議員報酬、費用弁償及び期末手当）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（報酬、費用弁償及び期末手当）

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、第 1 項の者のうち地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給料、旅費及び諸手当）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与その他の給付）

第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の者及び前条第 1 項の者に支給することができない。

○地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

(3)の2 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給与に関する条例及び給与の支給)

第25条 職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

(1) 給料表

(2) 等級別基準職務表

(3) 昇給の基準に関する事項

(4) 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項

(5) 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第204条第2項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項

(6) 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項

(7) 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項

4 前項第1号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 第3項第2号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

(給料表に関する報告及び勧告)

第26条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。